

第1回
館林市・板倉町合併協議会
会議録

日時：平成28年7月15日（金）午前9時30分
場所：館林市文化会館3号室

別記様式第1号 (第7条関係)

会議録

会議の名称	第1回 館林市・板倉町合併協議会	
開催日時	平成28年7月15日(金) 午前9時30分開会・午前11時15分閉会	
開催場所	館林市文化会館 3号室	
議長氏名	安楽岡 一 雄	
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり	
事務局氏名	「出席者名簿」のとおり	
会議事項	議題	会議結果
	「会議事項」のとおり	「会議事項」のとおり
会議経過	「会議経過」のとおり	
会議資料	第1回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料	
会議録の確定	確定年月日	署名
	平成28年 8月22日(月)	指名委員氏名 向井 誠
	平成28年 8月19日(金)	指名委員氏名 青木 秀夫

(出席者名簿)

【敬称略】

規約	氏名	
会長	安樂岡 一 雄	
副会長	栗 原 実	
1号委員	小 山 定 男	
2号委員	向 井 誠	多 田 善 洋
	青 木 秀 夫	荒 井 英 世
3号委員	野 村 晴 三	高 橋 次 郎
	井野口 勝 則	市 川 初 江
	延 山 宗 一	今 村 好 市
4号委員	吉 間 常 明	鈴 木 優
5号委員	山 崎 紀 夫	河 本 榮 一
	福 田 榮 次	増 田 文 和
	市 澤 孝 一	小野寺 幸 一
6号委員	中 里 重 義	
7号委員	青 木 秀 夫 (重複)	
監査委員	高 木 貞一郎	江 田 音 吉
幹 事	栗 原 誠	根 岸 一 仁
	小 嶋 栄	
事務局長	田 沼 孝 一	
事務局次長	林 成 明	丸 山 英 幸
事務局係長	木 村 和 好	舘 野 雅 英
事務局係員	石 井 博	鈴 木 誠
	田部井 啓 介	

欠席者 5号委員 江 森 富 夫

(会議事項)

1 開会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 自己紹介

5 報告事項

報告第1号 館林市・板倉町合併協議会の設置について

報告第2号 館林市・板倉町合併協議会規約について

報告第3号 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程について

報告第4号 館林市・板倉町合併協議会専門部会規程について

報告第5号 館林市・板倉町合併協議会事務局規程について

報告第6号 館林市・板倉町合併協議会財務規程について

報告第7号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書について

報告第8号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる
変更協議書について

6 審議事項

議案第1号 館林市・板倉町合併協議会会議運営規程について

⇒原案のとおり可決

議案第2号 館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に
関する規程について⇒**原案のとおり可決**

議案第3号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について

⇒原案のとおり可決

議案第4号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会予算について

⇒原案のとおり可決

議案第5号 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について

⇒原案のとおり可決

7 その他（参考資料）

両市町の沿革について

両市町の財政状況等について

新設合併と編入合併の違いについて

8 閉会

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
田沼事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回館林市・板倉町合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、事務局よりご報告いたします。本日は、邑楽館林農業協同組合代表理事組合長の江森富夫様におかれましては、ご都合により欠席されております。また、板倉町の行政区長会会長、増田文和様はおくれて出席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、傍聴人の対応につきましてお願いを申し上げます。</p> <p>本来であれば、傍聴人の対応につきましては、本日の審議事項であります会議運営規程において、その詳細を取り決めるものでございますが、既に両市町の議会の承認を得て決定しております協議会規約の中で会議の公開を規定していることから、あらかじめ傍聴人の皆様に入室をいただいております。ご了承いただけるようお願いいたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた会議次第、そして会議資料のほか、本日、テーブルの上に配付させていただきました座席表と委員名簿でございます。不足などがございましたらお申し出ください。よろしいですか。</p> <p>それでは、会議次第に基づきまして、挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>当協議会の会長及び副会長につきましては、あらかじめ両市町の長による協議を行いまして、会長には安楽岡館林市長、副会長には栗原板倉町長が選任されております。</p> <p>それでは、初めに安楽岡会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
安楽岡会長	<p>おはようございます。本日は、大変ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、このたびは館林市・板倉町合併協議会の委員就任を快くお引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。</p>

	<p>第1回の合併協議会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様、ご承知のとおり6月1日に館林市・板倉町合併協議会が設立となりました。この協議会は、市と町が合併に向けた協議を進める上で、両市町の議会の承認を得た法定協議会であり、合併に関するあらゆる事項をご審議いただく組織であります。協議会では、合併の方式や期日、新市の名称や事務所の位置など重要な事項をご審議いただくこととなりますが、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>さて、館林市は、昭和29年に1町7カ村が合併、板倉町は、昭和30年に4村が合併して現在の姿があり、館林市と板倉町が合併に向けた協議を進めますことは、その歴史に沿ったものであると認識をいたしております。また、少子高齢化に伴う人口減少が急速に進展する中、これまで以上に自主性、自立性を持った個性あるまちづくり、いわゆる地方創生が求められております。歴史的なつながりの深い両市町が一つとなり、それぞれが持つ特性や地域資源を有効に活用し、新たなまちづくりを進めることで、この地域全体が発展し、心の豊かさを実感できる住民生活の実現が図られるものと考えております。今後の協議の中でさまざまな課題整理も必要になると思われますが、自分たちの住むまちをよくしたいという思いは、誰もが皆同じであります。2つのまちが真っすぐな気持ちで協議・調整を行った結果が反映され、新たなまちに生まれ変わるという大きな目標に向けて一步一步前進することを期待しております。</p> <p>結びに、本協議会において実り多い成果が得られますこと、また委員各位による前向きな意見交換が行われますことを心からお願いを申し上げます。まして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>続きまして、栗原副会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>おはようございます。板倉町の町長であります。いつもお世話になっております。また、きょうはこうして大勢の委員さんほか傍聴人の皆さんにもご出席いただいて大変ありがたく、またご苦労さまであります。</p> <p>ご承知のとおり、事の発端は当町の住民発議より出発をいたしましたわけで</p>
田沼事務局長	
栗原副会長	

	<p>ありまして、これまでの館林市さんの対応にまず感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>ここに臨まれる、町を、あるいは市を代表する各委員、今後それぞれの立場から先々を見通し、町民あるいは市民の幸せ一点を絞り込んで、議論を、あるいは協議をいただけるものというふうに考えております。そういう意味ではきょうからの協議が順調に進まれること、そしてお互いこの終着点ができるだけ早い時期に、いわゆる一致できますように、私としては祈っているところであり、またその努力も十分するつもりでございます。</p> <p>そういう意味で、その他の件につきましては、会長のほうからお話ございましたので、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。</p>
田沼事務局長	<p>次に、委嘱状の交付を行います。</p> <p>安楽岡会長より委嘱状を交付いたしますので、お名前を呼ばれましたら、その場でご起立いただき、お受け取りください。</p> <p>向井誠様。</p>
安楽岡会長	<p>委嘱状、向井誠様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。平成28年7月15日。館林市・板倉町合併協議会会長、安楽岡一雄。</p>
田沼事務局長	<p>多田善洋様。</p>
安楽岡会長	<p>委嘱状、多田善洋様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。</p>
田沼事務局長	<p>青木秀夫様。</p>
安楽岡会長	<p>委嘱状、青木秀夫様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。</p>
田沼事務局長	<p>荒井英世様。</p>

安楽岡会長	委嘱状、荒井英世様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	野村晴三様。
安楽岡会長	委嘱状、野村晴三様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	高橋次郎様。
安楽岡会長	委嘱状、高橋次郎様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	井野口勝則様。
安楽岡会長	委嘱状、井野口勝則様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	市川初江様。
安楽岡会長	委嘱状、市川初江様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	延山宗一様。
安楽岡会長	委嘱状、延山宗一様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	今村好市様。
安楽岡会長	委嘱状、今村好市様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	山崎紀夫様。
安楽岡会長	委嘱状、山崎紀夫様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	河本榮一様。

安楽岡会長	委嘱状、河本榮一様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	福田榮次様。
安楽岡会長	委嘱状、福田榮次様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	市澤孝一様。
安楽岡会長	委嘱状、市澤孝一様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	小野寺幸一様。
安楽岡会長	委嘱状、小野寺幸一様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	小山定男様。
安楽岡会長	委嘱状、小山定男様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	吉間常明様。
安楽岡会長	委嘱状、吉間常明様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	中里重義様。
安楽岡会長	委嘱状、中里重義様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。
田沼事務局長	鈴木優様。
安楽岡会長	委嘱状、鈴木優様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。

田沼事務局長	高木貞一郎様。
安楽岡会長	委嘱状、高木貞一郎様。館林市・板倉町合併協議会監査委員を委嘱します。平成28年7月15日。館林市・板倉町合併協議会会長、安楽岡一雄。
田沼事務局長	江田音吉様。
安楽岡会長	委嘱状、江田音吉田様。館林市・板倉町合併協議会監査委員を委嘱します。
田沼事務局長	委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。 それでは、初めての会議ということもありますので、自己紹介を行わせていただきたいと思います。恐縮ですが、その場でご起立をいただき、役職とお名前が結構ですので、自己紹介をお願いいたします。 会長、副会長におきましては、ご挨拶をいただいておりますので、委嘱状の交付順にてお願いしたいと思います。 それでは、向井委員よりよろしくお願いいたします。
向井委員	おはようございます。館林市議会議長の向井でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。
多田委員	番号順で言いますと5番目の館林市議会の副議長を務めさせていただいています多田善洋と申します。よろしくどうぞお願いいたします。
青木委員	板倉町の議会議長の青木と申します。よろしくお願い致します。
荒井委員	お世話になります。板倉町の副議長の荒井です。よろしくお願い致します。
野村委員	おはようございます。委員名簿8番、館林議会議員の野村晴三と申します。よろしくお願い致します。

高橋委員	おはようございます。館林市議会議員の高橋次郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
井野口委員	おはようございます。名簿でいきますと10番の井野口勝則と申します。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。
市川委員	11番の板倉町議会の市川初江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
延山委員	お世話さまになります。板倉町議会議員の延山宗一です。よろしくお願いいたします。
今村委員	お世話になります。板倉町議会議員の今村です。どうぞよろしくお願いいたします。
山崎委員	館林市区長協議会会長の山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。
河本委員	おはようございます。17番の館林市商工会議所の会頭の河本でございます。よろしくお願いいたします申し上げます。
福田委員	18番の館林市農業委員会の福田榮次でございます。よろしくお願いいたします。
市澤委員	おはようございます。板倉町商工会会長の市澤孝一と申します。よろしくお願いいたします申し上げます。
小野寺委員	おはようございます。板倉町の農業委員会の会長をしています小野寺幸一と申します。よろしくお願いいたします。
小山委員	おはようございます。名簿3番、館林市副市長の小山定男と申します。

	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
吉間委員	<p>館林市の教育長の吉間と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
中里委員	<p>おはようございます。板倉町町長補佐の中里と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
鈴木委員	<p>板倉町教育長の鈴木優と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
高木監査委員	<p>館林市の代表監査委員の高木でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
江田監査委員	<p>おはようございます。板倉町の監査委員の江田音吉と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
田沼事務局長	<p>ありがとうございました。 続きまして、合併協議会の幹事会の職員が自己紹介を行います。</p>
栗原課長	<p>幹事会職員、館林市役所企画課長の栗原と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
根岸課長	<p>皆様、お世話さまになります。板倉町総務課長の根岸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
小嶋課長	<p>同じく幹事を仰せつかりました企画財政課長の小嶋と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
田沼事務局長	<p>続きまして、合併協議会事務局職員が自己紹介を行います。</p>
林事務局次長	<p>おはようございます。事務局次長、館林市役所の林でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

丸山事務局次長	おはようございます。事務局次長、板倉町の丸山と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
木村事務局係長	おはようございます。事務局係長、館林市の木村と申します。よろしくお願ひします。
舘野事務局係長	おはようございます。同じく事務局係長、板倉町の舘野と申します。よろしくお願ひします。
石井事務局主任	おはようございます。事務局主任、館林市役所の石井でございます。よろしくお願ひいたします。
鈴木事務局主任	おはようございます。事務局主任、鈴木と申します。館林市役所です。よろしくお願ひいたします。
田部井事務局主事	おはようございます。事務局主事、板倉町役場、田部井と申します。よろしくお願ひします。
田沼事務局長	<p>最後に、私ですが、合併協議会事務局長を務めさせていただきます、館林市役所、政策企画部長の田沼と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、会議次第の5番になります。報告事項でございますが、議事に入る前にご報告いたします。</p> <p>本合併協議会は、協議会規約第9条第1項の規定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定められておりますが、本日の会議は、会長、副会長、そして監査委員を除く委員21名のうち19名が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会議に当たっての留意事項を申し上げます。</p> <p>本日の会議は、この後の審議事項の一つであります会議運営規程に基づ</p>

議 長	<p>き、会議録を作成いたしますので、質問等に際しましては、挙手の上、お名前を言っていただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、安楽岡会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、規約に基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。報告・審議事項の承認等につきまして、委員皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず、会議に先立ち、会議録署名人の選出を行います。</p> <p>会議録署名人につきましては、本日の審議事項、協議会会議運営規程において取り決める内容でもございますが、会議の運営上、あらかじめご承認いただきたいと思います。</p> <p>議長が出席委員の中から2名を指名することになっておりますので、本日の会議につきましては、館林市の向井委員と板倉町の青木委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、異議なしの声がありましたので、お二人に会議録署名人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第1号 館林市・板倉町合併協議会の設置についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
林事務局次長	<p>事務局次長の林でございます。それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>本報告は、館林市・板倉町合併協議会の設置について、別紙のとおり報告するものでございます。</p> <p>2ページに群馬県知事への届出書の写しがございますので、ごらんいた</p>

	<p>だきたいと存じます。</p> <p>こちらにつきましては、平成28年6月1日に館林市・板倉町合併協議会が設置されましたので、必要書類を整え、6月6日月曜日に直接県庁へ出向き、群馬県知事への届出を行ったものでございます。</p> <p>3ページの(2)に合併協議会設置の経緯及び概要が記載されておりますので、主な点をご説明いたします。</p> <p>合併協議会の起点は、平成27年12月29日の板倉町請求代表者から板倉町長に対する館林市を合併対象とした合併協議会の設置請求となります。これを受けて、板倉町長から館林市長に対して、議会に付議するか否かの意見照会が行われ、館林市長は板倉町長に対し、議会に付議する旨の回答を行いました。また、同日には、板倉町長から館林市長に対して、回答を受理した旨の通知が行われております。</p> <p>その後、両市町は、法に規定した合併協議会を設置することについて議会に付議し、館林市議会では4月15日、板倉町議会では4月21日に臨時議会を開催し、両議会ともに可決となりました。</p> <p>これに伴い、両市町の長は協議に基づく規約を定め、平成28年6月1日に正式に合併協議会が設立されたものでございます。</p> <p>なお、当協議会は、会長、副会長及び委員で構成され、両市町の合併に係るさまざまな協議や新市基本計画など必要な事項を協議する組織となります。</p> <p>以上で、報告第1号 館林市・板倉町合併協議会の設置についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>この報告第1号につきまして、何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、この報告第1号につきましては、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>次に、報告第2号 館林市・板倉町合併協議会規約についてを議題といたします。</p>
議 長	
議 長	

<p>林事務局次長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第2号につきましてご説明申し上げます。資料の5ページをお願いいたします。</p> <p>本報告は、館林市・板倉町合併協議会規約について、別紙のとおり報告するものでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。規約の概要についてご説明申し上げます。</p> <p>初めに、当協議会の規約制定は、法定協議会を設置する上での必須条件でございまして、報告第1号でご説明申し上げましたとおり、両市町の議会において議決されたものでございます。</p> <p>まず、第1条には、両市町が地方自治法に規定された合併協議会を設置することが明記されております。</p> <p>第2条では、当協議会の名称を館林市・板倉町合併協議会と定めております。</p> <p>第3条では、協議会の事務を明記しました。内容は、(1)から(4)に記載された合併に関する協議、基本計画の作成、住民への情報提供などでございます。</p> <p>第4条では、事務所の位置を定めております。会長の属する自治体に事務所を置く決まりでございまして、館林市役所の敷地内にごさいます管理棟、旧介護調査係の事務室を当協議会の事務所として設置しております。</p> <p>第5条では、協議会の組織構成、第6条では、会長及び副会長の選任、職務等を規定しております。</p> <p>第7条では、協議会の委員を規定しております。本日、お手元にお配りしました1枚紙の資料、委員名簿のとおり、1号委員として両市町の副市長及び副町長、2号委員として両市町の議長及び副議長、3号委員として両市町の議会から選出された議員各3名、4号委員として両市町の教育長、5号委員として学識経験者、6号委員として両市町の長が協議して定めた委員、具体的には1号委員として副市長及び副町長を規定しておりますが、板倉町では副町長を置いていないため、これに準じる委員として中</p>
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長</p>	<p>里町長補佐を選任しております。7号委員は、当協議会の設置請求代表者として板倉町の青木議員様となりますが、2号委員、板倉町議会議長と重複しますので、委員の人数としましては1名減となります。</p> <p>第8条では、会議の開催について、第9条では、その運営を規定しております。なお、会議の運営につきましては、本日の審議事項としまして、会議運営規程がございます。後ほどご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>第10条では、当協議会の下部組織として幹事会の設置を規定しております。こちらは、次の報告事項として幹事会規程がございますので、そちらでご説明を申し上げたいと存じます。</p> <p>第11条及び12条では、事務局と職員を規定しております。事務局及び職員いずれも別途報告事項がありますので、そちらでご説明を申し上げます。</p> <p>8ページをお願いいたします。第13条では、経費を規定しております。こちらは、本日の審議事項、協議会予算においてご説明をさせていただきます。</p> <p>第14条では、監査を規定しております。監査委員2名につきましては、高木監査委員と江田監査委員にお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>第15条では、財務に関する事項、第16条では、報酬及び費用弁償を規定しております。財務につきましては、この後の報告事項、財務規定、報酬及び費用弁償につきましては、審議事項、報酬及び費用弁償に関する規程がございますので、後ほどご説明をさせていただきます。</p> <p>第17条では、協議会解散の場合の措置、第18条では、補則を規定しております。</p> <p>最後に、附則につきましては、両市町の長が協議して定めた日から施行するとなっております、平成28年6月1日が施行日となります。</p> <p>以上で報告第2号 館林市・板倉町合併協議会規約についてのご報告とさせていただきます。</p> <p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>報告第2号につきまして、何かございますか。</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>ないようですので、それでは報告第2号につきましてもよろしくお願いをいたします。</p> <p>次に、報告第3号 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程についてから報告第8号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書については、規約に関する関連事項となりますので、一括して議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>それでは、報告第3号から順次ご説明申し上げます。資料の9ページをお願いいたします。</p> <p>本報告は、館林市・板倉町合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり報告するものでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。幹事会規程につきましては、合併協議会規約第10条第2項に規定した幹事会につきまして、その詳細を定めたものでございます。時間の都合もございまして、要点に限ってご説明申し上げます。</p> <p>第2条におきまして、幹事会の所掌事務を規定しておりますが、内容としましては、協議会に提案する事項について、事前に協議・調整する重要な役割となります。</p> <p>第3条において、組織を規定しておりますが、幹事となる者は、11ページに記載された別表のとおり、館林市では副市長、政策企画部長、企画課長、板倉町では町長補佐、総務課長、企画財政課長の6名でございます。</p> <p>第4条において、幹事長と副幹事長の設置を規定しておりますが、こちらは6月21日に開催しました第1回幹事会において、幹事長に館林市の小山副市長、副幹事長に板倉町の中里町長補佐を選任しております。</p> <p>第6条において、幹事会の補助機能として、専門部会の設置を規定しております。</p> <p>その他の条文の説明は割愛をさせていただきまして、専門部会の関連でもございます次の報告に移らせていただきたいと思います。</p>

それでは、報告第4号につきましてご説明申し上げます。資料の13ページをお願いいたします。

本報告は、館林市・板倉町合併協議会専門部会規程について、別紙のとおり報告するものでございます。14ページをごらんください。こちらも要点に限ってご説明を申し上げます。

第2条におきまして、専門部会の所掌事務を規定しておりますが、内容としましては協議会に提案する事項の専門的な調査や検討を行い、協議案や調整案を作成いたします。

第3条において、組織を規定しておりますが、15ページに記載された別表のとおり、政策企画部会から教育部会まで、8つの専門部会を設置し、館林市においては部長、課長、板倉町においては課長、係長による現場レベルでの専門的な打ち合わせを行うものでございます。

第4条において、部会長と副部会長の選任を規定しております。6月27日から29日までの3日間で開催しました各専門部会の会議におきまして、それぞれ部会長、副部会長を選任しており、8つの部会のうち政策企画部会、総務部会、都市建設部会の3部会につきましては、板倉町が部会長、残る5部会につきましては、館林市より部会長を選任し、現在、事務事業現況調書の作成を進めております。

第5条以降の説明は割愛をさせていただき、以上で専門部会規程の説明を終了いたしますが、合併協議会の組織としましては、専門部会が合併に当たっての初期的な調整を行い、幹事会がそれらを検証した上で協議会に諮り、協議会にて審議、決定をいただくという流れでございます。

続きまして、報告第5号についてご説明申し上げます。資料の17ページをお願いいたします。

本報告は、館林市・板倉町合併協議会事務局規程について、別紙のとおり報告するものでございます。18ページをごらんください。事務局規程につきましては、事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものでございます。

第2条には所掌事務、第3条には組織を規定しておりますが、係としましては4つの係を配置しました。資料21ページに別表第1がございましたので、ごらんください。

まず、総務係につきましては、主に協議会の庶務、会計、予算また協議会や幹事会の会議、広報事業を担当いたします。次に、計画係につきましては、合併に当たっての基本計画や財政計画に関することを担当いたします。調整1係及び調整2係につきましては、合併協定項目、事務事業の調整、専門部会の会議を担当し、これらの業務が市と町の双方にかかわるなど多大であることから、全体調整を含む調整1係と調整2係を配置しております。

その他、本規程につきましては、事務局の運営内容等を取り決めたものでございます。時間の都合もございまして、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、報告第6号についてご説明申し上げます。資料の23ページをお願いいたします。

本報告は、館林市・板倉町合併協議会財務規程について別紙のとおり報告するものでございます。24ページをお願いいたします。財務規程につきましては、当協議会の適正な会計処理を行うために、予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項を定めたものでございます。

第5条において、歳入歳出予算の区分を規定しており、資料の26ページに別表がございまして、ごらんください。

歳入予算の科目区分としましては、1款の負担金から4款の繰越金まで、歳出予算の科目区分としましては、1款の運営費から3款の予備費までとなります。

なお、本日の審議事項において、協議会の予算がございまして、こちらで再確認をいただきたいと存じます。

続きまして、報告第7号についてご説明申し上げます。資料の27ページをお願いいたします。

本報告は、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書について、別紙のとおり報告するものでございます。28ページ、29ページをごらんください。

本協議書は、4月に開会された両市町の第1回臨時議会で可決されました館林市・板倉町合併協議会規約の中において、両市町の長が協議して定める事項、具体的には主として役職員等の選出が残っておりますので、

	<p>こちらについて6月1日水曜日に両市町の長による協議が行われ決定した内容でございます。なお、こちらの内容につきましては、報告第2号、協議会規約にてご説明しておりますので、概要のみご報告申し上げます。</p> <p>協議して決めました事項は、29ページの中段、1の会長及び副会長、2の委員、30ページに移りまして、3の事務局職員、4の経費、5の監査、なお板倉町の高瀬監査委員につきましては、6月7日付で江田監査委員に交代をされております。この後の報告第8号にて変更協議書の報告をさせていただきます。</p> <p>続いて、6の規約の施行日、7と8は割愛しまして、31ページ、9の協議の発効、10の協議の失効でございます。</p> <p>これらの協議が6月1日に行われ、両市町の長が署名捺印し、協議内容が成立したものでございます。</p> <p>続きまして、報告第8号についてご説明申し上げます。資料の33ページをお願いいたします。</p> <p>本報告は、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について、別紙のとおり報告するものでございます。34ページをごらんください。変更協議書につきましては、報告第7号にてご説明申し上げましたとおり、6月1日に板倉町の監査として高瀬監査委員を定めましたが、6月7日付にて当該委員の変更が生じたため、江田監査委員へ交代するものとして、変更協議書を取り交わしたものでございます。</p> <p>以上、説明が長時間となりましたが、報告第3号から第8号までのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>報告第3号から第8号につきまして、何かございましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、各報告事項につきましてはよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、審議事項に入らせていただきます。</p>

<p>林事務局次長</p> <p>議 長</p>	<p>初めに、議案第1号 館林市・板倉町合併協議会会議運営規程についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号につきましてご説明申し上げます。資料の35ページをお願いいたします。</p> <p>本議案は、館林市・板倉町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案するものでございます。36ページをお願いいたします。</p> <p>当規程は、協議会の規約第9条第3項の規定に基づき、会議の議事や運営方法などを定めるものでございます。</p> <p>第2条、基本方針において、会議の運営は、公正かつ公平な協議に努めると明記いたしました。</p> <p>第3条から第5条では、会長等の責務、会議のルールを定めています。</p> <p>第6条では、議事の進行、いわゆる議決方法を規定し、原則は全会一致、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとしております。</p> <p>第7条から第9条では、会議録の作成方法や取り扱い、会議が公開であることを規定しました。</p> <p>第10条から第16条では、会議の傍聴に当たってのルールを定めております。なお、会議の冒頭にてご了承いただきました傍聴人の対応につきましては、こちらの規定において取り決めるものでございます。</p> <p>第17条では、会議に当たっての規律を定めております。</p> <p>38ページの最後、附則でございしますが、当規程は、本日の議決を経て施行となりますので、ご承認いただければ、平成28年7月15日から施行したいと考えております。</p> <p>なお、39ページ、40ページに会議録、41ページに傍聴人受付票の別記様式を定めておりまして、本日、傍聴人の皆様には、こちらの受付票を記載いただいております。</p> <p>以上で議案第1号のご説明を終了いたします。原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>荒井委員</p>	<p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第1号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお願いをいたします。</p> <p>板倉町の荒井ですけれども、2点ほど質問したいと思います。</p> <p>まず、議事の進行ですけれども、これから議事をやっていく中で、全員一致が望ましいのですけれども、なかなかそうはいかない状況もあると思います。そうした中で出席議員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるとありますけれども、まずこの3分の2の根拠、それから会議録等の公開とありますけれども、会議録の公開、これは当然なのですが、例えばその会議録は当然文章の形で残すと思うのですけれども、もっと一般に閲覧できやすいように、これから予算の段階で出てきますけれども、ホームページが出てきますね。そのホームページの中に会議録の全文を載せる予定はあるのか。まず、その2点をお伺いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>板倉町の荒井委員から2点ほどご質問をいただきました。</p> <p>1点目は議決方法について、2点目が会議録の公開方法についてでございますが、現時点の事務局としての考え方をご説明させていただきます。</p> <p>荒井委員からご質問がありましたとおり、本来審議事項の決定は全会一致が理想でございますが、現実には、委員全員の意見を一致させることは困難な場合も想定されます。議事の進行を仮に全会一致に限定した場合、協議会は何の決定もなし得ず、その責務を果たせなくなる可能性もございます。このようなことから一般的には、議事の決定には多数決の原則が採用されておるところと認識をしております。最も原則的な手法は、過半数でございますが、当協議会としましては、より厳密な意思決定の方法として、特別多数、3分の2以上の賛成をもって議決をしたいと考えているところでございます。</p> <p>なお、現時点では、何が何でも当日の会議において決定するというものではなく、意見が分かれた場合には、継続審議など臨機応変に対応したい</p>

<p>議 長</p>	<p>というふうに考えておるところでございます。</p> <p>2点目、会議録についてでございます。会議録につきましては、きちんとした会議録を作成しまして、ホームページで公開をしていく予定でございます。また、概要につきましては、協議会だよりの中においても広く住民の皆様にお知らせをしていくことを考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかに何か。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>採決を行います。</p> <p>議案第1号 館林市・板倉町合併協議会会議運営規程についてを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第2号 館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>それでは、議案第2号につきましてご説明申し上げます。資料の43ページをお願いいたします。</p> <p>本議案は、館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり提案するものでございます。</p> <p>44ページをごらんください。当規程は、協議会の規約第16条第2項の規定に基づき、会長、副会長、委員及び監査委員の報酬や費用弁償に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>第2条、報酬及び費用弁償の中では、会議等へ出席した場合の報酬を日額8,300円に設定しております。なお、本規定は、第2条第3項に記載の</p>

議 長	<p>とおりに、館林市の報酬、費用及び実費弁償条例に準じたいと考えておりますので、同条第1項のただし書きに記載のとおり、市長、町長、議員の皆様、そして職員につきましての報酬はございません。</p> <p>また、同条第2項に規定しましたとおり、委員が職務上旅行した場合等には、費用弁償として実費を支給したいと考えています。</p> <p>第3条では、支給方法を規定しておりますが、報酬等の支払いにつきましては、口座振替を考えております。</p> <p>第4条の補則は割愛しますが、附則として、当規程は、本日の議決を経て施行となりますので、ご承認いただければ、平成28年7月15日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終了します。よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第2号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお願いをいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>採決を行います。</p> <p>議案第2号 館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会事業計画についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
林事務局次長	<p>それでは、議案第3号につきましてご説明申し上げます。資料の45ペー</p>

	<p>ジをお願いいたします。</p> <p>本議案は、平成28年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案するものでございます。資料46ページをごらんください。</p> <p>当協議会の事業計画につきましては、大きく分けまして、合併協議会に関すること、また幹事会、専門部会、新市基本計画、事務局その他に関することなど、5つの区分がございます。合併協議会としましては、合併に係る重要事項を審議・決定いただくものとして、おおむね2年間で予定しております。</p> <p>幹事会につきましては、協議会に提案する事項を協議・調整するものとして、おおむね2年間で予定しております。</p> <p>専門部会につきましては、幹事会が調整、協議する事項を専門的に調査検討するとともに、現況調査や課題の抽出、その課題調整案を検討・協議し、事務事業の調整や一元化の案を作成するものとして、同じくおおむね2年間で予定しております。</p> <p>新市基本計画につきましては、合併後における円滑な運営確保や均衡ある発展を図るための基本方針、そのための事業、公共的施設の適正配置に関する事項、財政計画などを定めることになり、協議会のご審議をいただきながら策定をしたいと考えております。</p> <p>事務局その他としましては、協議会での審議結果等を丁寧に住民に向けて情報発信するとともに、協議会だよりの発行や住民説明会の開催などに努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終了します。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第3号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお願いをいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>荒井委員</p>	<p>板倉町の荒井です。まず、この新市基本計画と住民説明会、これの関連なのですけれども、基本計画、これは館林市、板倉町住民が合併の適否、そういったものを判断する貴重な材料だと思っています。これを見ます</p>

<p>議 長</p>	<p>と、29年度の初めまでに作成するという事なのですが、住民説明会を開催するに当たりまして、基本計画、それを提示するのがやはり重要な材料だと思っているのですが、例えば基本計画が素案の段階で住民説明会に提示するのか、あるいはある程度基本計画ができ上がり、まとまってから、その住民説明会を開催するのか、その辺の計画はどのように予定しているのでしょうか。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>事務局。</p> <p>荒井委員から新市基本計画と住民説明会の関連について質問をお受けしました。事務局としましては、この新市基本計画は、この合併協議会での審議事項になりますので、委員の皆様にご確認、ご承認をいただいた上で住民説明会に臨みたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに何かございませんか。</p> <p>お願いします。</p>
<p>向井委員</p>	<p>館林市議会議長の向井でございます。この住民説明会についてちょっとお尋ねいたします。</p> <p>どのような規模で、例えば住民の方から説明してくださいという要望があったときにするのか、それともこちらから定期的に、板倉町で1回とか館林市で1回とか、行政区ごととか、どんな規模とかどんなような回数だとか、何かそういうようなことは考えていらっしゃるかどうかをお尋ねいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>林事務局次長</p>	<p>事務局。</p> <p>向井委員から住民説明会の開催の規模等についてご質問をいただきました。現時点で確定しているものはないのですが、協議会での委員さんの意見を受けながら、できるだけ丁寧に行いたいと考えているところでござ</p>

	<p>います。</p> <p>館林市の例を挙げますと、公民館等がございますので、そちらを回りながら、丁寧に説明をしていく予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、これで質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第3号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会事業計画についてを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会予算についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
林事務局次長	<p>それでは、議案第4号につきましてご説明申し上げます。資料の47ページをお願いいたします。</p> <p>本議案は、平成28年度館林市・板倉町合併協議会予算について、別紙のとおり提案するものでございます。49ページをごらんください。</p> <p>歳入歳出予算の事項別明細書でございます。こちらは、歳入歳出の総括表でございます。歳入合計、歳出合計ともに2,589万円でございます。</p> <p>次のページからその明細となりますので、そちらをごらんいただきながら、詳細をご説明したいと存じます。</p> <p>それでは、50ページをお願いいたします。初めに、歳入の負担金でございます。予算額は2,088万9,000円となります。こちらは、館林市と板倉町からの負担金となりまして、説明欄に記載のとおり、協議会だよりの発行に係る経費が市と町では大きく異なりますので、この経費につきまして</p>

議 長	<p>は、発行世帯数で案分をしまして、残る事業費等につきましては、市と町が2分の1ずつを負担することとしました。この方法により積算しました負担金は、館林市が1,188万円、板倉町が900万9,000円でございます。</p> <p>続きまして、諸収入でございます。預金利息等として1,000円を計上しております。</p> <p>続きまして、県補助金でございます。備考欄、群馬県市町村合併協議会支援補助金としまして500万円を計上しております。</p> <p>続きまして、51ページに移ります。歳出のうち運営費につきましては、会議費と事務費に区分をしております、会議費につきましては244万円の支出を予定しております。内訳としますと、説明欄に記載のとおり、委員報酬、委員旅費などの諸経費でございます。</p> <p>続きまして、事務費につきましては199万円の支出を予定しております。内訳としますと、説明欄のとおり、職員旅費、消耗品費などの諸経費でございます。</p> <p>続きまして、52ページをお願いいたします。事業費の事業推進費につきましては2,096万円の支出を予定しております。内容は、説明欄に記載のとおりでございますが、主なものでは協議会だよりの印刷製本費、こちらが市と町の負担金案分の基礎となる金額でございますが、821万6,000円、ホームページ作成・更新業務委託料が100万円、新市基本計画策定業務委託料が550万円、電算システム一元化調整業務委託料が508万円などがございます。</p> <p>続きまして、予備費でございますが、予算50万円を計上しております。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第4号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお願いをいたします。</p> <p>お願いします。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

井野口委員	<p>1点だけお尋ねさせていただきます。</p> <p>事業費の中で協議会だよりの印刷製本費というのが突出しておるのですけれども、この協議会だよりのというのはどのくらいの回数で発行されるのか、その1点だけお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	事務局。
林事務局次長	<p>井野口委員より協議会だよりの発行回数についてご質問をいただきました。基本的には、この協議会の開催ごとに発行していきたいというふうに考えているところでございます。発行回数は確定しておりませんが、今回の第1回の会議が終わりましたら、協議会だよりを発行する予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	ほかにありませんか。
高橋委員	<p>館林市議会の高橋でございます。今の事業費の欄なのですが、新市基本計画策定業務委託料550万とあるのですが、これはどのようなところへ委託するのか、その内容とあわせてお伺いいたします。</p>
議 長	事務局。
林事務局次長	<p>高橋委員より新市基本計画の業者発注についてご質問をいただきました。現在、専門的な業者5社による入札を行い、大日本コンサルタントという業者が落札した状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

議 長	<p>それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>採決を行います。</p> <p>議案第4号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会予算についてを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第5号 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
林事務局次長	<p>それでは、議案第5号につきましてご説明申し上げます。資料の53ページをお願いいたします。</p> <p>本議案は、合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について、別紙のとおり提案するものでございます。54ページをごらんください。</p> <p>こちらが合併協定項目の一覧でございます。合併協議会での調整事項の中心となるものがこの合併協定項目でございます。こちらは、合併に際しての基本的な事項や、館林市、板倉町が行っている事務事業のうち、特に住民生活に深くかかわりがあり、かつ合併に際して重要と考えられる事項でございます。こちらの項目は、総務省の合併のマニュアルや先進地の事例などを参考に選定したものでございます。</p> <p>現時点で、1の合併の方式から24の新市基本計画まで、52項目を想定しており、専門部会、幹事会での協議・調整が整いましたら、順次項目ごとに協議会にお諮りしたいと考えております。</p> <p>続きまして、55ページをごらんください。合併協定項目の調整方針でございます。こちらは、合併協定項目の調整に当たっての基本的なルールを取り決めるものでございます。</p> <p>1、基本的な方針では、館林市と板倉町が合併した場合、両市町の事務事業や制度等が見直されることになり、住民に大きな影響がないよう、また合併効果を発揮した行政サービスが提供できるよう、十分調整を図る必</p>

要がございます。調整に当たりましては、自治体を取り巻く社会・経済等の環境変化に十分留意し、新たなまちが魅力あるまちとして、また住民福祉の向上が図られるよう努めるものとします。

次に、2の基本原則でございますが、こちらは、合併協定項目の調整を進める上での7つの原則でございます。

(1) としまして、一体性確保の原則でございます。新市への移行に際して、住民票、保健・福祉サービスなど、住民生活に直接かかわる事務事業に支障が生じないよう、速やかな一体性の確保に努め、調整を行います。

(2) としまして、住民福祉向上の原則でございます。現在、両市町で行っております各種住民福祉サービスにつきましては、現在、その水準に差異があるものにつきましても、その水準を低下させることなく、住民福祉の向上を原則に調整を行います。

(3) としまして、負担公平の原則でございます。住民税などの地方税や各種使用料・手数料など、住民が直接負担するものにつきましては、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整を行います。

(4) としまして、健全な財政運営の原則でございます。合併後におきましては、地方分権時代に対応できる健全な財政運営が図られるよう調整を行います。

(5) としまして、行政改革推進の原則でございます。最少の経費で最大の効果を上げることを基本に行政改革を推進し、事務事業の見直しに努めるものとします。

56ページをお願いします。(6) としまして、適正規模準拠の原則でございます。合併により人口、面積等の規模が拡大いたしますが、その規模に見合った適正な事務事業の調整を行います。

(7) としまして、地域特性尊重の原則でございます。それぞれの地域性や、これまでの経緯の中で行われてきた事業等につきましては、地域特性の尊重に努めるものといたします。

次に、3、調整方針の基本的区分でございます。今後、合併協定項目等の調整方針をご審議いただくに当たり、資料に記載された(1)から(7)の区分に分類をしました調整方針を取りまとめいたします。わかりやすくまとめたものが57ページの下段の図となりますので、こちらをごらんいた

<p>議長</p> <p>荒井委員</p>	<p>だきながらご説明をいたしたいと存じます。図の左側から右側へと調整が行われることとなりますが、初めに一番左に記載しましたとおり、両市町が実施している全ての事務事業等につきまして、協議・調整を行います。</p> <p>その結果、現行どおり、一元化、廃止すべきものに区分をいたします。また、一元化するものにつきましては、さらに統合すべきか再編すべきかに区分します。</p> <p>最後に、存続を除きました各区分につきましては、合併時直ちに行うのか、合併後経過措置等の調整期間を設けるのかに区分をいたします。</p> <p>この結果、調整方針は、(1)から(7)までのいずれかとなりまして、この方針に基づいた調整結果を協議会でご審議いただくこととなります。</p> <p>続きまして、58ページをお願いいたします。4の合併協定項目等の設定基準でございます。</p> <p>(1)としまして、合併協定項目のAランクにつきましては、協議会で協議し、確認を行います。内容としましては、①から⑥に記載しましたとおり、合併に当たっての最重要項目でございます。</p> <p>(2)としまして、Bランクの項目につきましては、幹事会、専門部会で協議し、その結果を協議会に報告いたします。</p> <p>(3)としまして、Cランクの項目につきましては、専門部会で協議し、その結果を協議会に報告いたします。</p> <p>(4)としまして、具体的な合併協定項目は、適宜、削除、追加等を行うことといたします。</p> <p>以上で議案第5号のご説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第5号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお願いをいたします。</p> <p>板倉町の荒井です。ちょっと確認の関係の意味も含めまして質問したいと思っておりますけれども、58ページの合併協定項目等の設定基準とありまして、Aランクの合併協定項目です。これについては合併協議会で協議し、</p>
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長</p>	<p>確認すべきものとありますが、その中で合併の基本4項目とありますが、これ5項目だと思うのですけれども、54ページの表を見ていただきたいのですが、合併協定項目とあります。1番の合併の方式から5番まで、財産及び債務の取扱い、ここまでが基本項目だと思うのですけれども。それからちょっと確認したいのですが、8番の地域自治制度の取扱いとあります。これについてはどうなのでしょう。一般に言われる地域審議会、そういうものも検討するという事でよろしいのでしょうか。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>事務局。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>荒井委員からいわゆる合併基本4項目なのか5項目なのかのご質問をいただきました。総務省のマニュアルなどを見ますと、合併基本4項目となりまして、こちらは54ページの資料で申し上げますと、合併の方式、期日、名称、事務所の位置の4項目……</p>
<p>荒井委員</p>	<p>財産は入らないのですか。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>入ってはおりませんが、いずれにしましても、これは重要事項のAランクでございまして、この協議会の中でご審議をいただくものでございます。</p> <p>それと、もう一点、地域自治制度の取扱い、こちらにつきましては、合併前のどちらかの自治体の意見がなかなか届きにくくなるという場合には、いわゆる自治制度を設けて、合併後の新市に対して意見ができるという合併に当たっての制度でございしますが、こちらにも必要があるか否かは、この協議会の中の審議事項になると思われまますので、皆さんの意見を賜りながらご審議をいただきたいというふうに考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第5号 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針についてを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、その他となりますが、まず事務局から参考資料の説明をお願いいたします。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>それでは、事務局より参考資料についてご説明いたします。59ページをお願いいたします。</p> <p>参考資料の1つ目としまして、両市町の沿革についてを添付させていただきました。こちらの資料は、館林市と板倉町の歴史等を記載したものでございます。</p> <p>続きまして、60ページをお願いいたします。2つ目の参考資料として、両市町の財政状況等についてを添付させていただきました。こちらは、市と町の財政や職員、議員や産業などの現況を比較できる資料でございます。</p> <p>続きまして、61ページでございますが、3つ目の資料としまして、新設合併と編入合併の違いについての資料を添付させていただきました。こちらは、定義や法人格、合併後の名称や事務所の位置などについて、合併方式による違いを記載したものでございます。</p> <p>また、62ページには、合併方式による議員の身分の違いを記載してございます。</p> <p>以上、3つの資料を添付させていただきましたが、本日、時間も長時間にわたっておりますので、詳細な説明は割愛をさせていただきたいと思っております。恐縮ですが、後ほどご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で参考資料の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>本日の最後、その他でございますので、参考資料の説明に加えまして、委員各位から本日の日程の中で何かご不明な点がございましたら、意見を</p>

山崎委員	<p>拝聴したいと思いますですが、ございませんか。</p> <p>お願いします。</p> <p>先ほど協議会だよりをその協議会ごとに発行するというお話だったのですけれども、市民、町民にはそれでこの協議会の内容はかなり詳しく知らされると思うのですけれども、それともう一つ、私が考えているのは、区長協議会としまして66人の区長がいるのですけれども、そのうちの16人理事がいるのです。これは、1町7カ村で合併したときのそれぞれの地区からの理事が出ているのですけれども、その理事会の中で、私はきょうのこの内容を説明しようと思うのですけれども、できればその中に事務局のほうから、もしできればの話なのですけれども、出ていただいて、そしてそれぞれの理事さんのご意見を参考までに聞いていただければありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。</p>
議 長	事務局。
林事務局次長	<p>それぞれの場所で、所属団体等での会議、説明、その機会があろうかと思えます。事務局にお話をさせていただいて、こちらで出向いて説明をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。</p>
議 長	ほかに何か。
河本委員	<p>協議会の件なのでございますが、1つは、協議会の日程といいますか、何カ月に1回ぐらいずつ開かれるのかとか、協議会においても非常に先進的な考え方を持った方をお呼びして、協議会の席上でレクチャーしていただき、共通認識を高めるといった考え方についてお聞きしたいと思います。</p>
議 長	事務局。
林事務局次長	河本委員から今後の予定等についてのご質問をいただきました。現時点

で確定をしておりますのは、次回9月に第2回目を予定しているところでございます。ただ、その後、なかなかその開催期日が読めないところもございませう。現在の事務局の状況を若干ご説明申し上げますと、現在、市と町の事務事業等、これは合併協定項目になるわけでございますが、そちらの具体的な調整を行うに当たりまして、現在、館林市と板倉町の各担当課で事務事業の洗い出し作業を行っているところでございます。

これは、仮の話なのですけれども、館林市と同規模の合併の事例などを見ましても、その事務事業の数は2,000以上の事務事業が予想されます。現在、洗い出しの最中ですので、館林市の場合が幾つになるかはちょっとわからない状況がありますが、その2,000を超える事業、館林市で行っている事業と同じものが板倉町にあるのか、あったとして相違があるのか。あるいは市と町のどちらか一方が行っていて、一方が行っていない、そういったもの全てについて照合をして、それが一つのまちになった場合に、どうしていこうという調整を行い、その案が定まりませんと、なかなかこの協議会に諮れないため、一定の時間が必要でございます。事務局としましては、できるだけ早くまとめて、まとまったものから順次この協議会に諮りたいと考えているところでございます。

もう一点ありますのは、先ほど板倉町の荒井委員からもご質問がありましたが、基本4項目、重要な項目で、こちらが決まらないと調整方針もなかなか定まらないというものもございまして、このことも考慮しながら、基本4項目をできるだけ早く決めたいという思いはありますが、判断できる材料がないまま委員の皆様にご決めてくださいというわけにもいきませんので、専門部会での進捗状況を勘案しながら、できるだけ早い時期に協議会の中で協議できるようにしたいと考えております。

また、委員さんの意見があれば、必要に応じてオブザーバーの意見を聞くことも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長

ほかにごございませんか。

(「なし」の声)

議 長	<p>それでは、質問もないようですので、以上で本日の議事を全て終了いたしました。</p> <p>これにて議長の役目を解かせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。ご協力ありがとうございました。</p>
田沼事務局長	<p>本日は、長時間にわたりご審議を賜りまして、大変ありがとうございました。</p> <p>次回の協議会につきましては、監査委員を除く委員の皆様へ、この後、通知をお配りいたしますが、先ほどの質疑応答の中にもありましたけれども、9月2日金曜日、午後2時より館林市文化会館を会場に開催を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>最後になりますけれども、会議を重ねますごとに資料がふえてまいりますので、ファイルを用意いたしました。これより皆様へ、次回の開催通知とあわせてお配りいたしますので、今しばらくお待ちください。</p>
田沼事務局長	<p>それでは、以上をもちまして、第1回館林市・板倉町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p>